

第5 健康危機管理・食の安全確保

1 健康危機管理

健康危機とは、医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により市民の生命、身体及び健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある事態をいいます。

市では、このような事態に対処するため、「北九州市健康危機管理計画」を策定し、あらゆる健康危機に関する基本的な組織体制や対応方針を定めました。

(1) 北九州市健康危機管理計画について

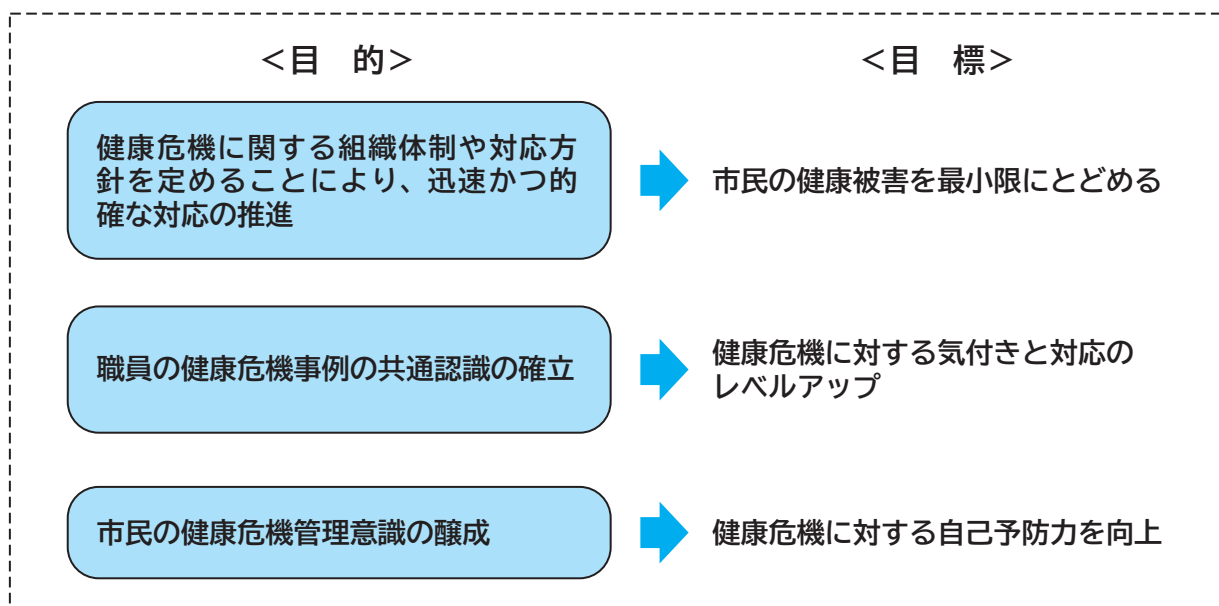
① 北九州市健康危機管理計画の位置づけ

北九州市健康危機管理計画は、本市における危機管理の統一的な組織体制や対応要領を定めた北九州市危機管理基本指針を踏まえ、国の健康危機管理基本指針（平成9年策定）に基づき策定した「北九州市健康危機管理指針」（平成11年3月）を大幅に改正し、あらゆる健康危機に関する基本的な組織体制や対応方針を定めたものです。

特に、健康危機の発生初期において、原因が把握できないために対応する法令等が不明で、対応方針が混沌とした状態の健康危機管理における共通の指針について示しています。

また、この計画は、災害対策基本法に基づき自然災害や大規模な事故等の対策を定めた地域防災計画、武力攻撃や緊急処理事態（大規模テロ）等の対策を定めた国民保護計画における健康危機の具体的な対策要領と位置づけるとともに、その他の個別計画に定める危機において、健康被害が生じた場合は、この健康危機管理計画により統一的に対応することになります。

② 計画策定の目的と目標



③ 計画の概要

ア 健康危機とは

医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により生じる市民の生命、身体及び健康に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態をいう。

イ 計画の骨子

1. 健康危機の予兆に関する情報把握と発生防止
2. 健康危機発生時の原因の究明・拡大防止および医療体制の確保
3. 健康危機発生後の復旧と再発防止

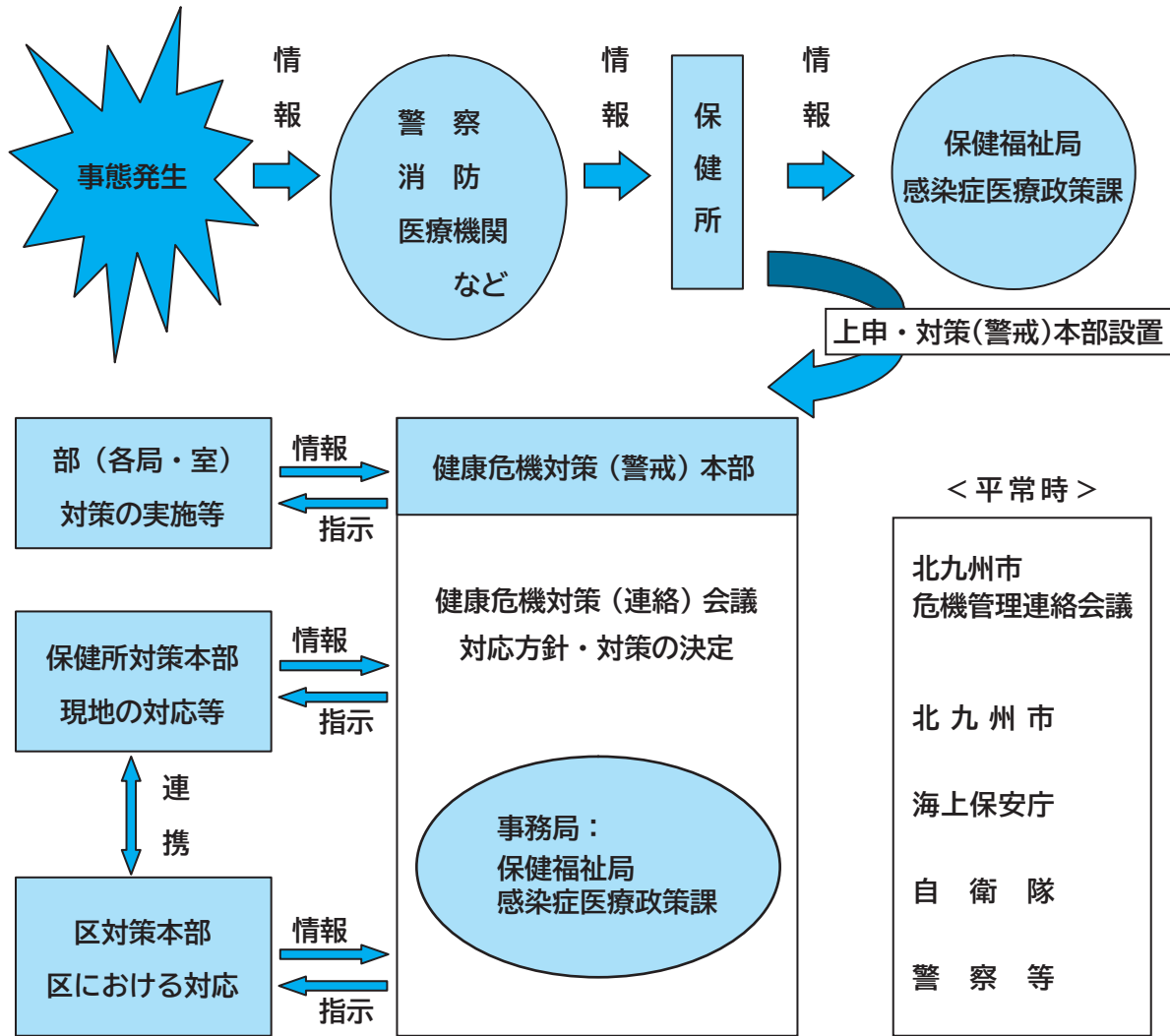
ウ 危機レベルと組織体制

北九州市危機管理基本指針に示された危機レベルの設定に基づき、この計画で危機レベルを判断する基準を定めました。

健康危機発生時においては、発生事案の地域の広がり、発生形態及び症状の程度と過去の発生状況や社会的影響等を勘案して、危機レベルをイエロー、オレンジ、レッドの3段階に分類することで各レベルに応じた組織体制を構築します。

危機レベル	基準	組織体制	会議
黄 (イエロー)	軽微な健康危機が発生し、又は発生のおそれがあり、警戒が必要なとき	注意体制	健康危機連絡会議
橙 (オレンジ)	健康危機が発生し、又は発生のおそれがあり、警戒が必要なとき	健康危機警戒本部	健康危機連絡会議
赤 (レッド)	重大な健康危機が発生し、又は発生のおそれがあり、警戒が必要なとき	健康危機対策本部	健康危機対策会議

エ 組織体制について（連携体制図）



各
論

健康危機管理・食の安全確保

④ 健康危機管理計画に基づく今後の対応

今後、保健所・区役所の健康危機管理体制の整備、健康危機のおそれがある各種事案における対応マニュアルの整備や健康危機管理計画に基づく職員研修・訓練などを行っていきます。

2 感染症対策の取組み

平成11年4月、それまでの「伝染病予防法」に代わり、新たに「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」）が施行され、これに基づき感染症の予防や治療等の対策が行われています。

過去には結核、コレラ、赤痢等のまん延する時代がありましたが、新薬の開発、生活環境の整備、予防対策の充実などにより激減してきました。

その一方で国際交流の活発化や航空機等の交通手段の発達などにより、世界規模での対応も必要となっています。

最近では、海外において、MERS【中東呼吸器症候群】やジカウイルス感染症などの新たな感染症が発生し、国内においては、全国的な風しんの流行や麻しん患者の増加などが見られました。このように、感染症の流行は局地的なものにとどまらず、急速に広範囲で流行する恐れがあり、これらの感染症の流行に備えた適切な対策を確立する必要がある一方で、既に克服されたと考えられていた結核などの再興感染症への対応も課題となっています。

また、薬剤耐性菌感染症（CRE【カルバペネム耐性腸内細菌感染症】、VRE【バンコマイシン耐性腸球菌感染症】等）による院内感染などにより、絶えず感染症防止対策の確認、強化が求められています。

本市においても、今まで以上に感染症の発生予防・拡大防止に努めることが重要であると認識し、感染症対策を推進しています。

(1) 感染症発生時の対応

① 感染症発生時の届出

感染症法に定める感染症が発生した場合には、医療機関から保健所へ届出が行われ、必要に応じて患者調査や入院の措置等

の対応を行い、感染拡大防止に努めています。

● 令和3年北九州市感染症発生状況

（全症例を把握する感染症のみ）

令和3年北九州市感染症発生状況

二類感染症	結核	登録者数を177ページに掲載
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	28
四類感染症	E型肝炎	2
	日本紅斑熱	2
	レジオネラ症	10
五類感染症	アメーバ赤痢	3
	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）	3
	カルバペネム耐性腸内細菌感染症	24
	急性脳炎	7
	クロイツフェルト・ヤコブ病	2
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	7
	後天性免疫不全症候群	6
	ジアルジア症	1
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	7
	侵襲性肺炎球菌感染症	20
	水痘（入院例）	7
	梅毒	38
	播種性クリプトコックス症	3
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	1
	百日咳	5
薬剤耐性アシネトバクター感染症	1	
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	9,787

② 感染症指定医療機関

感染症法に基づき、第二種感染症指定医療機関として市立医療センターが福岡県から指定を受けており、二類感染症患者の治療にあたっています。

また、平成19年4月、結核予防法が廃止され、結核は二類感染症の一つとして感染症法の対象疾患となりました。これに伴い、結核病床を有する市立門司病院も第二種感染症指定医療機関として、結核患者の治療にあたっています。

● 指定医療機関入院患者数
(市立医療センター・人)

※ 新型コロナウイルス感染症を除く

令和元年度	令和2年度	令和3年度
0	0	0

③ 連絡会議・対策本部

新型インフルエンザやSARS、鳥インフルエンザなどの重大な感染症の発生の恐れがある場合は、関係部局で連絡会議を設置して連携を図りながら対策の検討を行い、さらに、市内で発生した場合など状況に応じて対策本部を設置することとしています。

☆ 感染症の種別

感染症類型	対 象 疾 病
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう、南米出血熱
二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1）、鳥インフルエンザ（H7N9）、中東呼吸器症候群（MERS）
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス
四類感染症	E型肝炎、ウエストナイル熱、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、サル痘、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1及びH7N9を除く）、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兔病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱

<p>五類感染症</p>	<p>(全数) アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎（E型及びA型肝炎を除く）、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、急性弛緩性麻痺、急性脳炎（ウエストナイル熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘（入院例に限る）、先天性風しん症候群、梅毒、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、麻しん、薬剤耐性アシネトバクター感染症</p> <p>(定点) RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、ヘルパンギーナ、流行性耳下腺炎、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）、急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症、感染性胃腸炎（病原体がロタウイルスであるものに限る）、クラミジア肺炎（オウム病を除く）、細菌性髄膜炎（髄膜炎菌、肺炎球菌、インフルエンザ菌を原因として同定された場合を除く）、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症</p>
<p>新型インフルエンザ等感染症 （令和3年2月13日法律施行により三、四を追加）</p>	<p>一 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）</p> <p>二 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）</p> <p>三 新型コロナウイルス感染症（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）</p> <p>四 再興型新型コロナウイルス感染症（かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）</p>
<p>(注1) ※指定感染症</p>	<p>今のところ指定されていません。</p>
<p>(注2) ※新感染症</p>	<p>今のところ指定されていません。</p>

※ 指定感染症、新感染症は現在のところ指定されていません

(注1) 政令で政令の定める期間に限定して指定された感染症

(注2) 未知の感染症で感染力や罹患時の重篤性から、危険性が極めて高い感染症

☆ 北九州市の風しん、高病原性鳥インフルエンザへの取り組み

【風しん】

風しんは、風しんウイルスによっておこる感染症で、咳やくしゃみを介して感染します。風しんに対する免疫をもたない妊婦（特に妊娠初期の女性）が風しんにかかると、出生児に難聴、心疾患、白内障などの障害（先天性風しん症候群）が発生する可能性があります。平成25年には累計14,357例の報告があり、風しんが全数報告疾患となった平成20年以降では最も多い報告数となりました。また、平成24年からの流行の影響で、平成24年10月から平成29年8月31日までに、45人の先天性風しん症候群の患者が報告されました。さらに、平成30年夏から再び全国的に流行し、平成30年に累計2,941例、平成31年に累計2,298例の報告がありました。このような状況を受け、感染拡大を防止するため、従来から実施している風しん抗体検査の対象に、予防接種の機会が無かった世代の男性が追加されました。

風しんの流行に引き続き注意が必要なため、今後も、風しん及び先天性風しん症候群への感染予防やまん延防止対策に取り組めます。

（本市の取り組み）

- 風しん抗体検査の実施
- 風しん及び先天性風しん症候群の予防のための普及啓発
- 定期予防接種対象者への積極的接種勧奨
- 風しんの流行状況について情報提供

【高病原性鳥インフルエンザ】

高病原性鳥インフルエンザとは、鳥類の間で流行するインフルエンザで、基本的に

ヒトに感染することはないのですが、ごく稀に感染することがあります。日本国内でも、鳥インフルエンザの発生した農場の従業員などに鳥インフルエンザの感染を疑わせる抗体が確認された事例があります。

（本市の取り組み）

- ・ 農政部門を中心に課長レベルによる「北九州市鳥インフルエンザ対策連絡会議」を設置
- ・ 発生時に備えた「北九州市鳥インフルエンザ対策本部」の整備
- ・ ホームページによる情報の掲載、医師会及び医療機関等への関連情報の周知
- ・ 「高病原性鳥インフルエンザ対人部門初動対応マニュアル」の作成

☆ 北九州市の新型インフルエンザへの取り組み

平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、国及び県が策定した新型インフルエンザ等対策行動計画に準じて、本市においても平成25年12月に行動計画を策定しました。

また、平成21年4月に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）対策における本市及び国の課題等を踏まえ、今後の再流行や新たな新型インフルエンザ等の発生に備え、平成27年7月に「北九州市新型インフルエンザ対策マニュアル（医療対応編）」を改定しました。

（本市の取り組み）

- ・ 「北九州市新型インフルエンザ等対策行動計画」および「北九州市新型インフルエンザ対策マニュアル」の策定
- ・ 新型インフルエンザ等医療対策専門部会の開催
- ・ 北九州市感染症情報ネットワークの強化

- ・ ホームページ、マスコミによる情報提供
- ・ 発生時に備えた体制の整備

(2) 感染症予防の推進

① 北九州感染症対策支援ネットワーク

平成16年4月から新たに開始した事業で、市内にある感染症専門家チーム(NPO法人KRICT)を中心に、医療機関、高齢者施設等の機関がネットワークを結び、感染症の早期発見・拡大防止に資することを目的としています。

☆ 活動内容

- ・ 医療機関等の院内感染対策への助言及び技術的支援
- ・ 地域感染症に関する調査・研究及びその情報提供
- ・ 医療従事者等の資質向上のための研修会の実施

② 感染症発生動向調査

国、県、市が主体となって各関係機関と協力し、全国規模でどのような感染症が流行しているのかといった感染症に関する情報の収集、分析を行い、その情報についてはホームページ等で公開しています。

③ 感染症予防対策研修会

社会福祉施設等に対して、施設内における感染症対策についての研修会を開催しています。また、医療機関に対して、院内感染対策についての研修会を随時開催しています。

④ 感染症予防普及啓発

ホームページ・市政だより等での情報提供、チラシ、パンフレットの配布等を行い、感染症予防の普及啓発を行っています。

(3) 予防接種

① 予防接種の実施

各種の予防接種を実施し、感染のおそれがある疾病に対する免疫の確保を図り、そのまん延防止と感染予防に努めています。

② 予防接種後健康状況調査

予防接種副反応の発生要因を把握し、有効かつより安全に予防接種を行うため、予防接種後健康状況調査を実施しています。

③ 予防接種健康被害救済制度

定期の予防接種による重篤な健康被害が生じた場合、法律で定められた額の救済給付を行っています。

☆ 定期予防接種の種別

区 分		対 象 者	接種場所
予 防 接 種 法	ジフテリア・百日せき・破傷風 ・ポリオ（急性灰白髄炎）	生後3か月～90か月未満	市内予防 接種実施 医療機関
	ジフテリア・百日せき・破傷風	生後3か月～90か月未満	
	ジフテリア・破傷風	11歳～13歳未満	
	日本脳炎	生後6か月～90か月未満 9歳～13歳未満	
	麻しん・風しん	生後12か月～24か月未満 5歳～7歳未満（小学校就学前の1年間に限る）	
	ポリオ（急性灰白髄炎）	生後3か月～90か月未満	
	BCG（結核）	生後12か月未満 （法律上は生後直後から接種可能ですが、北九州市では5か月からの接種をお勧めします。5か月未満の方で接種を希望される方は、かかりつけ医又は各区役所保健福祉課にご相談ください。）	
	ヒブ	生後2か月～60か月未満	
	小児用肺炎球菌	生後2か月～60か月未満	
	HPV（ヒトパピローマウイルス）	小学6年生～高校1年生相当の女子※	
	水痘	1～3歳未満	
B型肝炎	生後12か月未満		
ロタウイルス ※令和2年10月1日から開始	令和2年8月1日以降に生まれた方について、2種類のワクチンいずれかを経口接種 ロタリックス®：生後6週～24週 ロタテック®：生後6週～32週		
予 防 接 種 法	高齢者（季節性）インフルエンザ	65歳以上の方 60歳～65歳未満の方で心臓等に障害を有する人（身体障害者手帳1級程度の方）	市内予防 接種実施 医療機関
	高齢者用肺炎球菌	令和4年度に、65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方 60～65歳未満の方で心臓等に障害を有する人（身体障害者手帳1級程度の方）	

※ 平成25年6月からのHPVワクチン接種の積極的な勧奨差し控えについては、令和3年11月の厚生労働省通知をもって終了。本市においても本通知に基づき積極的勧奨を再開している。

● 予防接種実施状況（件）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ	29,081	27,643	26,830	25,372
ジフテリア・百日せき・破傷風	—	1	0	1
ジフテリア・破傷風	6,289	6,240	6,398	5,950
日本脳炎	39,627	37,672	35,628	20,437
風しん	0	0	0	1
麻しん	0	0	0	1

このページ内についての問合せは、本文に特に記載のない場合、
感染症医療政策課へ（TEL093-582-2430）

麻しん・風しん	14,816	14,229	13,864	13,523
不活化ポリオ（急性灰白髄炎）	91	7	2	0
インフルエンザ（高齢者）	144,332	153,112	201,824	170,890
BCG	7,203	6,821	6,598	6,255
ヒブ	28,872	26,568	26,923	25,244
小児用肺炎球菌	28,877	27,132	26,497	25,236
HPV（ヒトパピローマウイルス）	150	298	1,117	3,411
水痘	14,005	13,622	13,351	12,241
高齢者用肺炎球菌	23,575	9,180	11,461	10,077
B型肝炎	21,249	19,951	19,660	18,841
ロタウイルス	—	—	6,188	15,164

(4) エイズ・性感染症対策

平成11年4月に施行された「感染症法」に基づき、エイズ対策については、同年10月、厚生労働省において「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」が策定されました。この中で、感染予防のための普及啓発・教育の強化や検査体制の維持及び強化、医療の提供、人権の尊重などが取組みの方向性として示されました。本市においてもこの指針にそってエイズ対策に取り組んでいます。

また、性感染症対策についても、平成12年2月、厚生労働省から「性感染症に関する特定感染症予防指針」で発生の予防及びまん延防止など取り組む課題についての方向性が示され、本市においてもエイズ対策と連携を図りながら取り組んでいます。

① 正しい知識の普及・啓発

NPO法人との予防啓発の協働や、啓発ポスター・パンフレット等の作成、配布を行うとともに、12月1日の世界エイズデーにあわせて「世界エイズデーレッドリボンキャンペーン」を実施し、市民啓発に努めています。

② 相談・指導

保健所及び区役所保健福祉課では、電話

や面接で市民からの相談に随時対応しています。また、保健所にはエイズ専用電話相談「エイズホットライン」（TEL522－8727）を開設しています。

● エイズ相談件数（件）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
相談件数	1,012	362	422

③ 検査体制

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）抗体検査及び性感染症検査（性器クラミジア・梅毒）を、毎週1回、小倉北・八幡西区役所で、HIV即日抗体検査を毎月1回、保健所で実施しています。検査は原則無料・匿名で受けられます。また、梅毒の早期治療や母子感染予防を図るため、病院、診療所で妊娠時の梅毒血清反応検査を実施しています。

● HIV抗体検査件数（件）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
検査件数	775	307	374

● 性感染症検査人数（人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
検査人数	636	229	269

● 妊娠時梅毒血清反応検査人数（人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
検査人数	6,763	6,492	6,170

④ 医療体制の整備

県、エイズ診療拠点病院、エイズ診療協力病院と連携をとり、より充実した医療体制の整備に努めています。

〔エイズ診療拠点病院：1（産業医科大学病院）〕

また、平成10年4月1日から、HIV感染による免疫の機能障害が身体障害として認定されたことにより、自立支援医療（育

成・更生医療）などの医療制度や税制上の優遇措置が受けられるなど、感染者の方々の生活の質的向上の観点から、様々な福祉サービスの提供を行っています。

☆ 自立支援医療（育成・更生医療）指定医療機関

産業医科大学病院	
八幡西区医生ヶ丘1-1	TEL 603-1611

(5) 結核対策の推進

結核は、今でも年間10,000人以上の新しい患者が発生し、約2,000人が命を落としている日本の主要な感染症です。

日本では2008年7月「ストップ結核ジャパンアクションプラン」を発表、中長期的な目標として、近年の日本の罹患率の低下速度（年7%）を年7.5%へ引き上げ、2025年までに罹患率を人口10万人対7とすることを目指しています。

本市もより一層の結核対策に取り組んでいます。

● 結核に関連する健康診断・予防接種実施状況（令和3年度：人）

	総数	定期				定期外		
		事業者	学校長	施設長	市町村長	患者家族	その他	
B C G 接種者数	6,255	-	-	-	6,255	-	-	
間接撮影者数	12,515	6,296	5,601	618	0	0	0	
直接撮影者数	69,739	39,971	18,233	4,358	6,976	37	164	
かくたん検査者数	120	43	0	22	55	0	0	
被発見者数	結核患者	3	0	0	0	0	2	1
	結核発病のおそれがある者	14	4	3	0	4	0	3

● 結核罹患率の推移（人口10万対）

	令和元年	令和2年	令和3年
北九州市	14.6	13.1	15.2
全 国	11.5	10.1	9.2

● 本市の結核新登録患者数・年末現在登録患者数・死亡者の推移（人）

	令和元年	令和2年	令和3年
結核新登録患者数	137	123	142
年末現在登録患者数	319	289	280
死亡者数	21	19	23

こうした状況を踏まえ、結核の予防や適正な医療の普及のため、さまざまな事業を実施しています。

保健所では、結核患者の発生届、医療費公費負担申請の受理から患者登録、入院患者の訪問調査、接触者健診、回復者の管理検診やDOTS事業などを行っています。

また、結核患者の治療状況把握のための定期病状調査を行っています。

● 定期病状調査の実施状況（件）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
定期病状調査	47	36	44

① 結核発生動向調査

結核患者の発生届、医療費公費負担申請資料等に基づき結核登録患者のデータベースを作成し、厚生労働省に報告しています。このデータをもとに、結核患者発生状況の把握や、患者管理に活用しています。

② 登録患者・患者管理

患者の治療状況等を把握し療養上の指導を行い、対象患者への必要に応じた服薬確認等により再発防止のための支援を行っています。

③ 集団感染の予防（接触者健診）

感染性のある患者の接触者を調査し健康診断を実施。感染者や患者の早期発見、感染拡大の防止を図っています。

④ 結核医療費公費負担

感染症法に基づいて、結核患者の医療費を公費負担しています。

● 結核医療費公費負担の実施状況（件）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
結核医療費 公費負担	37条の2	1,912	1,556	1,953
	37条	184	182	195

※ 表中の条文番号の法令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

⑤ 結核予防週間等での市民啓発など

毎年9月の「結核予防週間」にあわせてポスター、チラシなどの配布により市民への結核に対する注意や市民検診受診を呼びかけています。

(6) 肝炎対策

国の「特定感染症検査等事業実施要綱」及び「感染症対策特別促進事業」に基づき、感染症対策の一環としてB型・C型肝炎ウイルス検査を実施しています。

また、検査陽性者に対するフォローアップや、肝炎に関する正しい知識の普及・啓発に取り組んでいます。

① 肝炎ウイルス検査

過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない全市民を対象に、市内の実施医療機関において検査を行っています。

● 肝炎ウイルス検査人数（人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
検査人数	8,023	5,792	6,602

② 正しい知識の普及・啓発

市民への正しい知識の普及・啓発のため、チラシ・リーフレットの配布による啓発や、7月の肝臓週間にあわせた肝炎講演会の実施などに取り組んでいます。

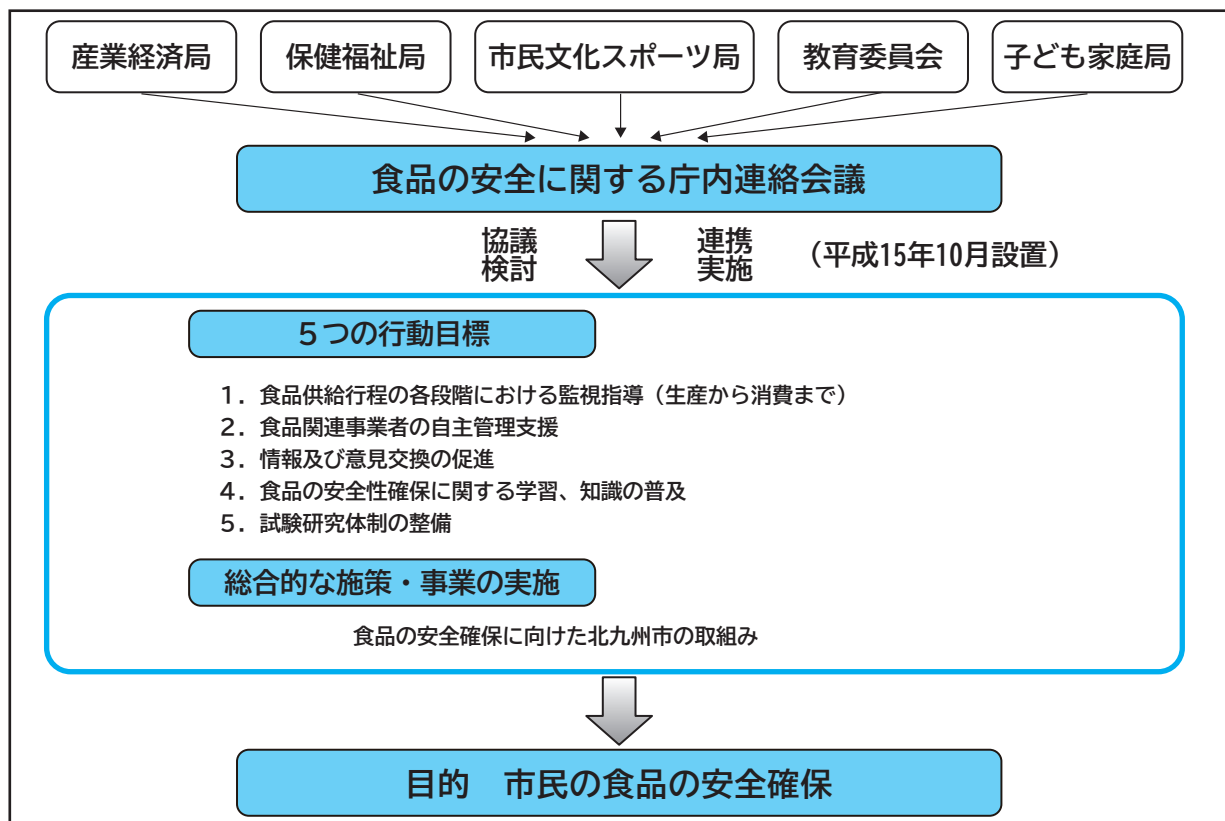
③ 相談・指導

保健所及び区役所保健福祉課相談窓口を設置しています。また、肝炎ウイルス検査で要精密となった方を早期に適切な治療に結びつけるため、区役所によるフォローアップを行っています。

3 食の安全確保に向けての取組み

(1) 食品の安全に関する庁内連絡会議の設置

食品安全基本法の制定を受け、平成15年10月、市の食品に関係する部局により「北九州市食品の安全に関する庁内連絡会議」を設置しました。食品の安全確保のための「5つの行動目標」を定めるとともに、食品の安全に関する総合的な施策・事業を「食品の安全確保に向けた北九州市の取組み」としてとりまとめ実施しています。



(2) 食品衛生監視指導

市民の健康保護を図ることを目的に、食品衛生監視指導計画を策定し、食品の安全を確保するための施策を実施しています。本市では令和4年度の計画策定にあたり、区役所、保健所及びホームページなどを通じて広く市民から意見を求め、令和4年3月、令和4年度北九州市食品衛生監視指導計画を策定し、公表しました。この計画は、効果的な監視指導を行うため、食中毒等の発生状況を踏ま

え業種、取扱食品及び施設規模等を考慮し、年間の事業計画を定めています。

また、近年の食中毒の発生状況などから、特別に対策を要するものとして令和4年度は次の重点対策を実施し、検査業務と連動させ科学的な根拠をもとに指導を行います。

- ・食肉の衛生対策事業
- ・ノロウイルス食中毒予防対策事業
- ・HACCPに沿った衛生管理の普及推進事業



▲施設の監視の様子

● 食中毒発生状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
発生件数	15件	2件	8件
患者数	496人	27人	71人

(3) 食品の検査

食の安全、特に遺伝子組換え食品、残留農薬等について市民は大きな関心を持っています。本市では、食の安全を確保し安心につなげていくために遺伝子組換え食品、残留農薬等について検査を実施しています。

① 残留農薬検査

残留農薬については、ポジティブリスト制（農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止し、禁止していないものを一覧表に示す制度）に基づいて、食品衛生監視員が中央卸売場や市内の販売店で野菜や果実を収去し、保健環境研究所で検査を行っています。結果については情報を共有化して、関係機関との連携を図っています。



▲残留農薬検査の様子

● 農産物の残留農薬検査結果

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
野菜・果実	281(0)	138(0)	224(0)
うち市内産	26(0)	13(0)	12(0)
うち外国産	71(0)	25(0)	52(0)

※（ ）は違反件数

② 遺伝子組換え食品検査、細菌及びウイルス迅速検査

平成13年4月から安全性審査を受けていない遺伝子組換え食品の流通ができなくなるとともに、承認を受けた遺伝子組換え食品を含む食品については、その表示が義務付けられています。

本市では遺伝子組換え食品の、食品への混入を定量的に調べることでできるリアルタイムPCR装置を整備し、市内に流通する遺伝子組換え食品の検査を実施しています。

また、この装置を使用することで、腸管出血性大腸菌O157やノロウイルス等、食中毒の原因となる細菌やウイルスの検査に迅速に対応することができます。

(4) 市民への正確な情報の周知・正しい知識の普及に向けた取組み

食品の安全確保施策について、消費者をはじめ生産、製造、加工、流通、販売の各段階における関係者相互間の情報・意見の交換を行う目的で、次の事業を実施しています。

① 食品衛生懇話会

食品安全に関する情報・意見の交換と本市の食品安全のための施策について意見交換を行う場として、食品衛生懇話会を設置しています。具体的には、本市が毎年度作成する食品衛生監視指導計画及び保健所等が行った施設監視、食品検査等の結果につ

いて、意見を交換しています。会員は、学識経験者、消費者、食品事業者、生産者等から選ばれ、年間3回開催しています。

② 食品安全シンポジウム

食品安全基本法では、消費者の役割として「食品の安全性確保に関し、知識と理解を深めるとともに、施策について意見を表明することによって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たす。」と規定されています。これを受け、市民に対する食品衛生の正しい知識・情報の提供の場として食品の安全をテーマに、学識経験者等を招き、市民が参加し、共に食品の安全性について意見を交換するシンポジウムを開催しています。

③ 食品衛生に関するリスクコミュニケーション事業

その他、市民との食品の安全に関する意見交換の場として、食品衛生に関する様々なリスクコミュニケーション事業を実施し、行政や食品関連業者と意見交換を行うことにより相互理解を深めることができるよう取り組んでいます。

(5) BSE（牛海綿状脳症）対策

BSEの検査は、と畜検査の一つとして本市のと畜検査員（獣医師）が実施しています。本市では、関係法令の改正にあわせ、平成29年4月1日より、BSE検査の検査対象は生体検査で神経症状等を示す24か月齢以上の牛としました。この検査で陽性の場合、直ちに検体を国立感染症研究所等に送ります。これらの試験機関ではウェスタンブロット検査、免疫組織化学検査等の確認検査を行います。確認検査で陽性の場合、検査結果を厚生労働省の専門家会議で検討し確定します。

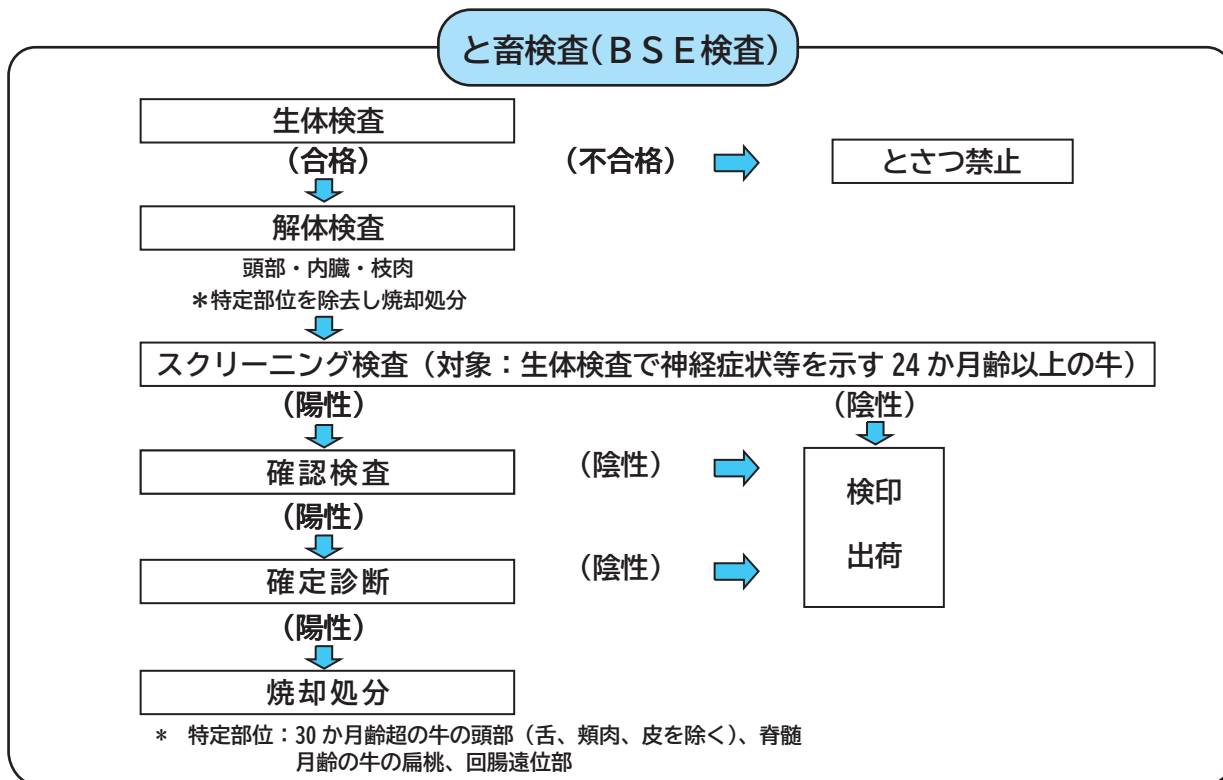
BSE確定した場合、該当する牛の肉や内臓等は800℃以上の高温で焼却処分されます。また、スクリーニング検査の結果が出るまで牛の肉や内臓等は保管され、市場に出ることはありません。施設や機械器具は、スクリーニング検査で陽性となった時点で高濃度次亜塩素酸ナトリウム等で消毒します。



▲BSE検査の様子

● 北九州市内の牛と畜頭数とBSE検査結果

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
牛と畜頭数	7,923	8,753	9,025
陽性頭数	0	0	0



4 保健衛生等の検査・研究

(1) 保健環境研究所の運営

㊦ 保健環境研究所 (Tel 882-0333)

保健環境研究所は、保健衛生に関する試験検査や調査研究を行う施設として、昭和40年に北九州市衛生研究所として発足しました。その後、昭和49年に北九州市環境衛生研究所、平成6年に北九州市環境科学研究所と改称しました。平成29年には環境局から保健福祉局への編入に合わせて北九州市保健環境研究所と改称し、保健衛生・環境分野の検査・研究拠点としての役割を果たしています。

☆ **所在地**：戸畑区新池一丁目2番1号

☆ **機能**

★ **衛生化学部門**

食品添加物や食品中に残留する農薬や動物用医薬品、PCB、貝毒などの検査、衣類や洗剤などの家庭用品に含まれている有害化学物質の検査を行うほか、食品中の農薬や動物用医薬品などを迅速に検査するための分析法の開発や検査の妥当性評価試験などに取り組んでいます。

★ **微生物部門**

食品に関する細菌検査や遺伝子組換え食品検査、食中毒発生時の原因究明のための検査、感染症の流行状況を把握するための病原体検査、性感染症（HIV・梅毒・クラミジア）の抗体検査、公衆浴場のレジオネラ属菌検査を行うほか、感染症媒介蚊のウイルス保有調査や

このページ内についての問合せは、本文に特に記載のない場合、
保健衛生課へ (Tel 093-582-2435)

薬剤耐性菌の遺伝子解析などに取り組んでいます。

★ 環境部門

大気環境中のベンゼンやクロムなど有害大気汚染物質の検査や、硫化水素やアンモニアなどの悪臭物質の検査、河川や工場排水などの水質検査、粉じん苦情や魚へい死事故などの原因調査、法律で規制されていない化学物質の汚染実態調査を行うほか、国の機関や大学などと共同で微小粒子状物質（PM_{2.5}）に含まれている化学物質調査や発生源解明に向けた調査研究などに取り組んでいます。

● 検査件数（件）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
依頼検査	5,710	20,908	20,780
調査研究	418	860	4,544
合計	6,128	21,768	25,324

